

御挨拶

テ令
ル和四・五・高輪國
沖縄復帰五十周年記念式典

本日、ここに、沖縄復帰五十周年記念式典が挙行されるに当たり、謹んで御挨拶申し上げます。

昭和四十七年、我が国民の多年の悲願であった沖縄の本土復帰が実現し、以来、半世紀が経過しました。この間、沖縄県民をはじめ多くの人々のたゆみない努力に支えられ、新しい沖縄の建設が進められてきました。先の戦争におけるとりわけ悲惨な体験からしても、沖縄の復興こそが我が国の戦後からの真の復興であり、発展であることは、多くの国民の共通の認識であったと申せましょう。

司法の分野におきましては、復帰とともに、日本国憲法の下で、本土と同一の組織及び機構の裁判所が発足しました。その実現に当たつては、復帰前に行われた裁判の効力がどうなるのか、といった幾多の困難な問題がありましたが、関係各位の御尽力で円滑な制度の移行が実現し、その後は紛争の迅速かつ的確な解決に向けて、人材、物的な整備に努めてまいりました。平成二十一年に開始された裁判員制度についても、離島が多いといった参加に困難を伴う事情の多い状況にもかかわらず、沖縄県においても、順調に運用を重ねております。このような各種裁判手続を安定的に運用し、司法がその役割を果たすことができましたのは、沖縄県民をはじめとする関係各位の御尽力によるところが大きく、改めて深甚なる敬意を表し

たいと存じます。沖縄復帰五十周年という節目に当たり、司法に携わる私たちは、身近で分かりやすい裁判の実現を通じて、国民に信頼される司法の機能が全ての地域において等しく実現されるよう、引き続き努力してまいる所存です。

沖縄県は、美しい自然と豊かな歴史、文化を通じて国民全てにとつてかけがえのない地となっています。今後、多くの困難な問題を克服し、一層の発展を遂げられることを心から祈念して、私の御挨拶といたします。

令和四年五月十五日

最高裁判所長官 大谷直人